

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

聖籠町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県北蒲原郡聖籠町

3 地域再生計画の区域

新潟県北蒲原郡聖籠町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、1975年から増加傾向が続き、2015年国勢調査では14,040人にまで達しているが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば2045年には2015年比で総人口が92.8%まで下がる見込みとされており、確実に少子超高齢化の人口構造が加速するものと推測されている。

人口減少、少子超高齢化は地域活動の停滞や商店の減少、医療機関や教育機関の運営にも影響を及ぼすことが考えられる。また、社会保障費の増加、地域経済の縮小による住民税や固定資産税の税収の減少により行政サービスが低下することも懸念される。

そこで、少子高齢化の進展に的確に対応し、町民の結婚・出産・子育ての希望の実現を図り将来的な人口減少に歯止めをかけることで人口の自然増につなげる。また、産業の活性化や住みよい環境の確保を通じて人口の社会減を抑制する。これらの目標を達成するため、以下のとおり3つの基本目標を掲げる。

- ・基本目標1 しごとづくり～地域資源を活かした魅力ある産業を形成する～
- ・基本目標2 結婚・出産・子育て～結婚・出産・子育ての希望をかなえる～
- ・基本目標3 まちづくり～住み続けたいまちをかたちづくる～

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始 時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	町の固定資産税収	31.9億円	31.9億円	基本目標 1
イ	合計特殊出生率 (5年平均)	1.88	1.89	基本目標 2
ウ	社会増減数	▲148人	+69人	基本目標 3
	町民で住み続けたいと思 う人の割合	62.9%	70%	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業

ア しごとづくり～地域資源を活かした魅力ある産業を形成する事業

イ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

ウ まちづくり～住み続けたいまちをかたちづくる事業

② 事業の内容

ア しごとづくり～地域資源を活かした魅力ある産業を形成する事業

町の基幹産業である農業の振興と農地の集積化を図るとともに、地域資源である海や観光資源を活かした交流人口の拡大、工業地帯における未操業地への早期進出と立地企業の設備投資による規模拡大を促進させ地域産業の活性化と雇用の創出を図る事業。

なお、具体的な事業は以下のとおり。

- ・ふるさと納税を活用した地場産品の魅力発信事業
- ・農産物の販売促進に取り組む担い手応援事業
- ・交流人口拡大のための広域的な観光周遊ルートの整備事業
- ・新潟東港工業地帯における立地企業の規模拡大・未操業地への進出促進事業 等

イ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

結婚したいと望む人たちが希望どおりに結婚ができ、安心して子どもを産み育てられるよう社会状況の変化に応じた出産や子育てのサポート体制を充実させるとともに、子育てと仕事が両立できる環境整備の推進、教育内容の充実を図る事業

なお、具体的な事業は以下のとおり。

- ・結婚の希望をかなえるための婚活事業
- ・子育て支援体制の充実（相談センター等）事業
- ・仕事と子育ての両立の応援（保育園、こども園環境整備）事業
- ・企画力を育むプログラミング教育の促進事業 等

ウ まちづくり～住み続けたいまちをかたちづくる事業

住民の安全で安心できる暮らしを確保し、いつまでも住み続けたいと思ってもらえるまちづくりのために、超高齢化社会への対応する健康長寿への取組強化、地域交通の維持・確保、また、行政と地域コミュニティや住民との円滑な意思疎通を図りながら地域の防災・減災など安全の確保を図る事業

なお、具体的な事業は以下のとおり。

- ・集会用施設建設維持補助・地域振興支援の推進事業
- ・空き家の利活用の促進事業
- ・温泉施設等と連携した健康づくりポイント活用事業
- ・循環バス運行事業
- ・防災行政無線のデジタル化更新事業 等

※なお、詳細は第2期聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

50,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

事業の評価においては、毎年度3月、産官学金労言からなる推進会議など外部有識者による効果検証を行い、次年度以降の取組方針を決定。検証内容は聖籠町公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで